

戸沢村地域活性化起業人（D X推進分野）募集要項

戸沢村（以下、「村」という。）では、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して、村の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等につなげる取り組みを開始することとしました。この取り組みに対し、ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

1. 事業概要

村と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と村の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえで、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務するものも含む。）を派遣していただきます。派遣された社員は、村において、そのノウハウや知見等をいかし、次の分野に係る業務に従事していただきます。

2. 目的

少子高齢化に伴う人口減少による労働生産力の低下、税収の減少、社会保障費の増大、ひいては財政の逼迫など、人口減少が地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されており、本村においても急務を要する課題となっております。

自治体におけるD Xの推進は、行政サービスの効率化や村民参加の促進、地域経済の活性化、持続可能な社会の実現等、多岐にわたる意義を有しており、積極的な推進が求められております。そこで、地域活性化起業人のノウハウや知見を活かし、自治体業務に関するD Xに取り組むことにより、地域住民への行政サービスの向上及び業務効率化による職員の働き方改革の推進を図ることを目的とします。

3. 募集分野

自治体D X推進

4. 業務内容等

（1）業務内容（予定）

- ・ D X推進計画、アクションプラン等の策定・実行に関する支援業務
- ・ 行政事務のB P R等による業務改善、可視化に関する支援業務

- ・ 行政サービス（フロントヤード対策）のデジタル化に関する支援業務
- ・ 防災、子育て、福祉、教育、農業、観光等、多分野へのデジタル化に関する支援業務
- ・ 最新デジタル技術、先進的な導入事例の調査研究に関する支援業務
- ・ デジタル人材の育成、教育に関する支援業務
- ・ その他、DX推進による地方創生に関すること

(2) 業務場所（予定）

戸沢村まちづくり課 DX推進係(山形県最上郡戸沢村大字古口 270)

5. 募集定員

1名（複数の募集があった場合は審査により決定します）

6. 業務期間

6ヶ月以上3年未満

※ 業務期間のうち、本業務における従事日数は、本村における1ヶ月の開庁日のうち半数以上を求めます。（受入自治体外からのテレワーク等は、従事日数の算定外となります。）

7. 受入年度

令和6年度（受入れの開始月日は、協議のうえ決定します。）

8. 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、村が企業に対し年額560万円（社員1名当たり）を限度として負担します。（派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数切捨て。）

9. 募集期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月19日(金)

10. 申込手続

申込に必要な書類は以下のとおりです。それぞれ原本を提出してください。ま

た、提出した旨の電話連絡を併せてお願いします。

- ・ 戸沢村地域活性化企業人申出書（様式第1号）
- ・ 履歴書（任意様式）
- ・ 職務経歴書（任意様式）
- ・ 「2. 業務内容等」に対して、申出者が支援できる内容を記載した提案書（任意様式）
- ・ 過去に「2. 業務内容等」に類似する案件又はその他業務改善の支援実績があるときは、その実績を記載した資料（任意様式）※受注年度、発注者名、件名を記載すること。
- ・ 会社概要が分かる資料

11. 申込資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (3) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

12. 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（別添1参照）の定めるところによることとします。

なお、派遣形態及び派遣期間中の地域活性化起業人の勤務条件等については、派遣元企業と村が合意した上で決定することとします。

13. 選考方法及び契約について

- (1) 選考方法

書類選考及び派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と対面もしくはWebで面談を実施し、選考結果を応募者全員へ文書又はメールで通知します。

(2) 契約等について

選定された民間企業等と村との間で事業に関する協議等を行い、双方が合意した事項について協定及び委託契約を締結します。

14. スケジュール (予定)

項番	手続き等	期限等
(1)	募集要項の公表 質疑受付開始	令和6年 7月1日 (月)
(2)	質問書提出締め切り	令和6年 7月9日 (火)
(3)	質問書回答	令和6年 7月12日 (金) までに回答
(4)	申込書提出	令和6年 7月19日 (金) 17:00
(5)	書類選考・面談	令和6年7月下旬
(6)	結果通知	令和6年7月下旬
(7)	協定、委託契約の締結	令和6年7月下旬
(8)	業務開始	令和6年8月以降 ※但し、令和6年10月1日までに着任すること

※上記日程は変更する場合があります。変更する場合は、事前に連絡します。

15. 問い合わせ先 (書類等提出先)

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

戸沢村まちづくり課企画調整係

TEL : 0 2 3 3 - 7 2 - 2 1 5 2

FAX : 0 2 3 3 - 7 2 - 2 1 1 6

電子メールアドレス : kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp

戸沢村公式ウェブサイトアドレス : <http://www.vill.tozawa.yamagata.jp>

16. 問い合わせ先（業務内容に関すること）

戸沢村まちづくり課 DX 推進係

TEL : 0 2 3 3 - 2 9 - 7 9 0 0

FAX : 0 2 3 3 - 7 2 - 2 1 1 6

電子メールアドレス : dxteam@vill.tozawa.yamagata.jp